

各種補助事業

森林環境保全整備事業

森林資源や林道等の路網の整備を総合的に推進し、森林の有する国土保全、水資源かん養等の公益的機能の高度発揮を目的として実施されている事業です。

地拵え、植付け、下刈り、除伐、枝打ち、間伐などの各種施業推進を目的に補助金が交付されます。

【補助率】

森林経営計画に基づいて実施した施業は、一般的に総事業費の68%程度が補助されますが、森林の場所・樹種等によって違う場合があります。

また、実施者の消費税の課税状態によって違う場合もあります。

未来につなぐ森づくり推進事業

未立木地や伐採跡地の解消を図るために実施されている、道単独事業です。

森林環境保全整備事業に該当した施業に対し、森林所有者の負担軽減を図るために補助金が交付されます。

【補助率】

一般的に総事業費の27%程度が補助されますので、森林環境保全整備事業と併せて個人負担は5%程度です。

ただし、小面積伐採跡地等の植林を目的とする場合と第三者から取得した伐採跡地等の植林を目的とする場合とでは要件は異なる場合があります。

森林保護事業

森林の病虫害等を早急に駆除し、まん延を防止し森林の保全を図ることを目的に昭和25年から実施されています。

具体的には「松くい虫」「マイマイガ」「アブラムシ」「野ねずみ」等による被害から森林を守るために、枯死に瀕している樹木の伐倒や薬剤の散布等を行っています。